

第3回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月25日(月) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 13人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則

4番 日南田貴美 5番 宮丸 和也 7番 鈴木 義昭

8番 石井 裕士 9番 島津 健治 10番 上野 悟

11番 桜井 陽子 12番 得納 逸二 13番 立石 浩一

14番 兼国 幸秀

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 6番 安井 弘之

5. 議事録署名委員の指名 8番 石井 裕士 9番 島津 健治

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について(4件12筆)

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件1筆)

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について(1件1筆)

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画について(利用権設定)

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事
業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用
集積計画について(一括方式)

議案第17号 世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について

第2 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3の規定による届出書について

(3) 非農地証明申請について(2件2筆)

(4) 農地台帳への登録について(1件1筆)

(5) 農地法第5条の規定による許可申請の取消しについて(2件2筆)

(6) 農地法第4条の規定による意見聴取について(回答)

(7) 農業相談について

第3 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長1番 内海 武博) (開会13時30分)

事務局 はい、すみません。定刻を少し過ぎたんですが、総会の方、開会させていた

だきたいと思います。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長のご了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)

議長 それでは第3回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任委員は14人、本日の出席委員は13人で、6番安井委員さんから欠席の報告、それから鈴木委員さんが遅刻するということで連絡がありました。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立いたします。本日の総会議事録署名者は、8番石井裕士委員さん、9番島津健治委員さんをお願いいたします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」 13件 (付議事項)

議長 次に、付議事項に入ります。推進委員は1名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。また、報告が終わられた推進委員の方には、お帰りいただく事とします。よろしくお願いいたします。

(議案第12号)

議長 それでは、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」4件12筆を議題といたします。

議長 1件目については、■■■■委員さんが関係者となられるため、退席をしていただく様をお願いします。

(■■■■委員退席 13時38分)

(鈴木委員入室 13時38分)

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集1ページをご覧ください。議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	(渡) 遠方に居住しており耕作が困難なため。 (受) 法人で利用権設定をして耕作中だが所有権を得て安定した経営を行うため。 (譲受人が耕作人のため利用権合意解約不要)	村田 宮迫 柳島	田5筆	12,072 m ²

■■■■	■■■■	(渡) 遠方に居住しており耕作が困難なため。 (受) 既存経営地の隣接地であり耕作に便利なため。	勝見 黒木啓 藤高	田 2 筆	3,489 m ²
■■■■	■■■■	(渡) 遠方に居住しており耕作が困難なため。 (受) 空き家バンクを活用し、世羅町に居住し、新たに農業を始めるため。	黒木清 原田 榎奥	畑 2 筆 田 2 筆	4,008 m ²
■■■■	■■■■	(渡) 耕作困難となり、農業後継者もないため。 (受) 自宅の隣接地であり、耕作に便利なため。	堀田 松田 小池栄	畑 1 筆	135 m ²

事務局からは以上です。

- 事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)
- 議長 はい、1 件目について村田委員さんより報告をお願いします。
- 村田委員 はい、失礼いたします。3 月 15 日 13 時より、宮迫委員、柳島委員の 3 名で現地を確認しております。申請地については報告の通りで、特に気になる点はありませんでした。以上確認したことを報告します。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)
- 議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
- 議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。
- 議長 それでは、■■■■委員さんの入室を求めます。(■■■■委員入室 13 時 41 分)
- 議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)
- 議長 それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 (議案集により 2 件目について朗読説明。)
- 議長 はい、2 件目について勝見委員さんより報告をお願いします。
- 勝見委員 はい、現地調査は、17 日に黒木委員とほか 1 名、3 名で現地調査をしております。現地は昨年まで■■■■の方が耕作しておられたのが、■■■■の方がですね、耕作をやめるということで、近所の■■■■、親類になるんですが、この方が今年から耕作をされるということでありまして、現状で特に問題はございません。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございます。
した。 (推進委員退室)

議長　それでは事務局の説明を求めます。

議長 はい、3件目について黒木清毅委員さんより報告をお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)

事務局 (議案集により4件目について朗読説明。)

堀田委員 それでは、報告いたします。3月16日午前11時に、松田委員・小池栄治委員・私の3名で確認を行いました。当該農地の所在は[REDACTED]で[REDACTED]、[REDACTED]の道路沿いにあります。申請人は今事務局から説明がありました通り、譲受人が[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]です。農地法第3条申請により、農地として取得し、畑として利用される計画です。現地を確認しましたところ、現状は草刈等の管理がされておりました。3条申請による農地取得は問題ないと思います。なお、当該農地に隣接する[REDACTED]の宅地は、令和4年10月の農業委員会総会において、農地を農地法5条申請により、転用が認められた物件でございます。なお、今回の申請内容には関係ございませんが、前回の譲受人と今回の譲受申請人は異なっております。以上現地確認の状況を報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか、はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 13 号)

議長 続きまして、議案第 13 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」(1 件 1 筆)を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 22 ページをご覧ください。議案第 13 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 13 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」)の内容

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
■■■■■	田 1 筆 406㎡	進入路(私道)	小池要 小池栄 松田	現況:田 第2種農地 農用地区域外

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について小池要治委員さんより報告をお願いします。

小池要委員 小池です。確認日は、令和 6 年 3 月 16 日に 9 時 40 分ごろ、現地を確認させてもらったら、まだ、工事は着手していない状態で、田圃のままの状態だったんですが、ここにできるんだと思って一応確認をさせていただきました。写真の通りです。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、5 番委員さん。

5 番 はい、5 番宮丸です。1 点質問させてください。資料の 25 ページ、写真にありますように。先ほど委員さんからも説明がありましたが、1 枚の圃場、田圃だと思うんですけども、現状では 1 枚の田圃を分けるという形で、道が出来るんだろうと思いますが、28 ページの、丁度当該農地の隣、■■■■■と言うところの、田圃と道との間が、畔波の板を設置して、道路を作る。おそらく真砂土等を入れられると思うんですけど、聞きたいのは、今後 ■■■■■ のところの農地は、波板だけできちんと確保できるのか、農地として維持できるのかと言うのが質問です。以上です。

議長 はい、それについて小池さんどうですか。

小池要委員 現状確認ということで、工事前の段階で、ここにやられるんだろうなと思って見させてもらったんですが、波板とかそういうものはそこまでは認知していません。

議長 はい分かりました。事務局、説明を。

事務局 はい、すみません、今回の断面図なんですけど、一応、現況の底を取って盛り土として、道路部分が盛り上がるということではございませんので、畦畔の板を設置するということで作付け等には問題ないかと思えます。また、ここは、現在でもそうなんですけど、水稲としての作付けではございませんので、野菜等の作付けとなると考えられますので、特段問題は無いかと考えております。以上です。

5 番 はい、分かりました。

議長 いいですか。

5 番 はい。

議長 ほかにはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 14 号)

議長 続きまして、議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」(1 件 1 筆)を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 32 ページをご覧ください。議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」)の内容

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備 考
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田 1 筆 297 m ²	自己住宅	小池要 小池栄 松田	第 2 種農地 農用地区域外

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について小池要治委員さんより報告をお願いします。

小池要委員 はい。令和 6 年 3 月 16 日 9 時から 9 時 40 分の間に私と小池栄治委員・松田裕之委員の 3 名で現地を確認いたしました。現場は、さっき言われた、進入路の入る道より一段下の田圃、その一段上の田圃の端の方が住宅地ということになっておたと確認させていただきました。ただ、工事にはかかってない、前の状態で写真の通りでした。ここに住宅が出来るのかなということで確認させていただきました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 15 号)

議長 続きまして、議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について（利用権設定）」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。この件について世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 それでは失礼いたします。産業振興課の年宗でございます。それでは、別冊議案第 15 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の作成について」説明いたします。2 ページをお開きください。(以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について、農用地利用集積計画(利用権設定)の集計を概略説明)。

甲山地区 7 筆 10,550 m² 世羅地区 4 筆 4,125 m²

世羅西地区 2 筆 2,116 m² 合 計 13 筆 16,791 m²

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 はい、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 16 号)

議長 続きまして、議案第 16 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定による農用地利用集積計画について（一括方式）」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 はい、続きまして、別冊議案第 16 号「農用地利用集積計画（一括方式）の作成について」農地中間管理機構を通じた契約の集積となります。2 ページをお開きください。(以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について、農用地利用集積計画(一括方式)の集計を概略説明)。

甲山地区 3 筆 3,378 m² 世羅地区 21 筆 36,916 m²

世羅西地区 4 筆 7,005 m² 合 計 28 筆 47,299 m²

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。——（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

（議案第 17 号）

議長 それでは、議案第 17 号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」を議題とします。

議長 この議案は、世羅町長より依頼されており、農業委員会の意見を求められております。この件について、世羅町産業振興課より説明をお願いします。

産業振興課 それでは失礼いたします。議案第 17 号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」説明をさせていただきます。お手元の資料「世羅農業振興地域整備計画変更理由書」が、概要となっております。除外するものは、7 件 9 筆で、除外理由の内訳は、宅地 1 件、資材置き場用地 1 件、太陽光パネル発電設備設置 4 件、非農地 1 件でございます。（以下議案集により朗読説明）
（農用地区域から除外するものの内訳）

当該農地	面積	理由
大字赤屋字丸山 439-4	10 m ²	非農地
大字川尻字小井手 480-1、480-2、480-12	1,611 m ²	太陽光パネル発電設備設置
大字川尻字小井手 480-5	395 m ²	太陽光パネル発電設備設置
大字宇津戸字成光 3258	1,067 m ²	太陽光パネル発電設備設置
大字宇津戸字成光 3279	1,026 m ²	太陽光パネル発電設備設置
大字徳市字城之本 1294-1 の一部	429 m ²	宅地
大字賀茂字大岩 308	2,256 m ²	資材置場

（農用地区域へ編入するものの内訳）

当該農地	面積	理由
大字本郷字出口 1426-4	624 m ²	太陽光発電設備設置計画が中止となり農地として耕作するため。
大字寺町字池田 215-1	917 m ²	太陽光発電設備設置計画が中止となり農地として耕作するため。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありますか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると回答するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に回答するものとして取り扱います。ありがとうございました。

産業振興課 それでは1件、ご報告をさせていただければと思います。昨年の11月に、この農振地域の関係の変更の諮問の方させていただいた中で、大字安田字ヒルガソウ10703-1、面積が14,190㎡あったものですが、こちら太陽光に転用するために除外申請がございましたが、これを調査させていただいたところ、過去に、県営事業での造成が行われていたということが分かりましたので、これについては申請者の方に除外できないということをお伝えさせていただき、除外申請の取り下げがありましたことを報告させていただきます。

議長 はい、ありがとうございます。この件について質問があれば。

議長 はい、12番

12番 12番です。先程のはブドウ植えてるところですね。

産業振興課 はい、その通りです。

議長 よろしいですか。

議長 はい、ほかには大丈夫ですか。

議長 ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで報告事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。作田副会長、よろしくお願いします。

(議長交代 2番 作田 博)

(14時10分)

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(2)「農地法第3条の3の規定による届出書について」 9件

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(3)「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(3)「非農地証明申請について」 2件2筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(4)「農地台帳への登録について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(4)「農地台帳への登録について」 1件1筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(5)「農地法第5条の規定による許可申請の取消しについて」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(5)「農地法第5条の規定による許可申請の取消しについて」2件
議長 事務局からの報告が終わりました。
議長 それでは、報告事項(6)「農地法第4条の規定による意見聴取について(回答)」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(6)「農地法第4条の規定による意見聴取について(回答)」1件
議長 はい、事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(7)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(7)「農業相談について」 なし

(連絡事項)

議長 はい、それでは、連絡事項(1)「今後の日程」について事務局から連絡をお願いします。

事務局 連絡事項(1)「今後の日程」連絡。

議長 はい、そのほか、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 配付物について説明。

- ・活動記録簿
- ・令和6年度農業委員会の活動計画
- ・令和5年度レシピコンテストレシピ集

議長 はい、よろしいですか。

議長 はい、これを持ちまして第3回世羅町農業委員会総会を終了いたします。

(閉会 14時44分)